

大阪地方最低賃金審議会第351回総会

(令和4年度 第5回総会)

資 料 目 次

| | | |
|------|---|----|
| 資料 1 | 令和4年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項 | 1 |
| 資料 2 | 令和4年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ | 3 |
| 資料 3 | 大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告） | 5 |
| 資料 4 | 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告） | 7 |
| 資料 5 | 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告） | 9 |
| 資料 6 | 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告） | 11 |
| 資料 7 | 大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告） | 13 |
| 資料 8 | 大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書 | 15 |
| 資料 9 | 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書 | 17 |

令和4年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和4年7月6日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

(1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。

(2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。

(3) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。

(4) 議決は、全会一致となるよう努めること。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

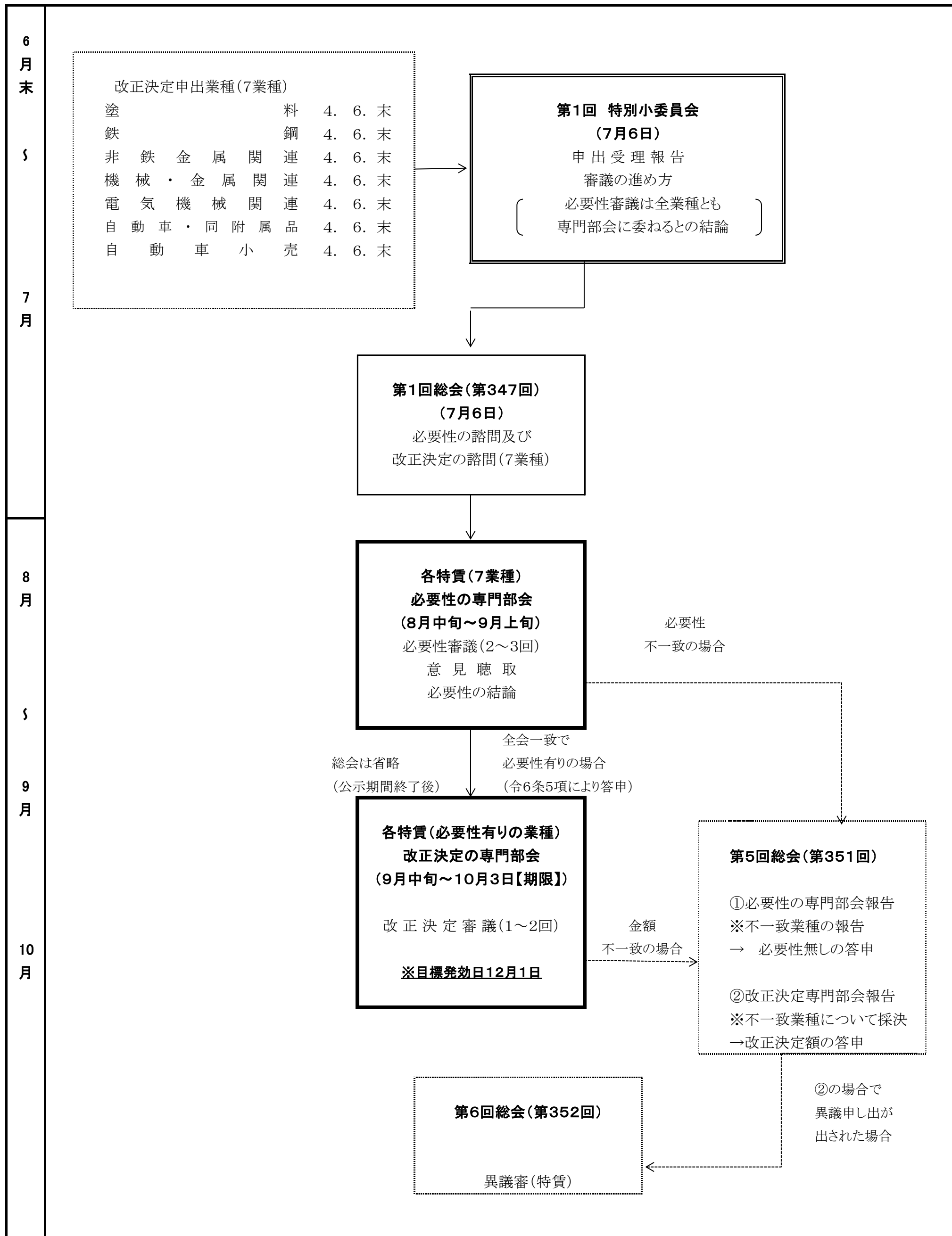
- (1) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和4年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ

資料2





令和4年9月6日

大阪地方最低賃金審議会
会長 服部 良子 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府鉄鋼業
最低賃金専門部会
部会長 村上 礼子

大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和4年7月6日開催の大阪地方最低賃金審議会第347回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府鉄鋼業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達したため報告する。



令和4年9月9日

大阪地方最低賃金審議会
会長 服部 良子 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府非鉄金属製造関連産業
最低賃金専門部会
部会長 村上 礼子

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和4年7月6日開催の大阪地方最低賃金審議会第347回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったもので必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。



令和4年9月13日

大阪地方最低賃金審議会
会 長 服部 良子 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府電気機械器具製造関連産業
最低賃金専門部会
部会長 服部 良子

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機
械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和4年7月6日開催の大阪地方最低賃金審議会第347回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したため報告する。



令和4年9月13日

大阪地方最低賃金審議会
会長 服部 良子 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会
部会長 飯島 敬子

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の
有無について（報告）

当専門部会は、令和4年7月6日開催の大阪地方最低賃金審議会第347回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達したため報告する。



令和4年9月12日

大阪地方最低賃金審議会
会長 服部 良子 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府自動車小売業
最低賃金専門部会
部会長 森 詩恵

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和4年7月6日開催の大阪地方最低賃金審議会第347回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府自動車小売業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。



令和4年9月29日

大阪地方最低賃金審議会
会長 服部 良子 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府塗料製造業
最低賃金専門部会
部会長 立見 淳哉

大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月6日開催の大阪地方最低賃金審議会第347回総会において付託された大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、本日、全会一致により、別紙のと通りの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて答申したことを報告する。

大阪府塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で塗料製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が塗料製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ ラベルはりの業務
 - ハ 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,031円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和4年12月1日



令和4年9月26日

大阪地方最低賃金審議会
会 長 服部 良子 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府機械・金属製品製造関連産業
最低賃金専門部会
部会長 森 詩恵

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月6日開催の大阪地方最低賃金審議会第347回総会において付託された大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、本日、全会一致により、別紙のと通りの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて答申したことを報告する。

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

大阪府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、はん用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業又ははん用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,028円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月1日